

改正案	現行
<p>(各資産の範囲)</p> <p>第十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一條から第三十一條の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五條から第十六條の二までの規定中「一年以内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。</p> <p>(各負債の範囲)</p> <p>第二十七條 財務諸表等規則第四十七條から第四十八條の三まで及び第五十一條から第五十一條の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七條、第四十八條の二及び第四十八條の三の規定中「一年以内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。</p>	<p>(各資産の範囲)</p> <p>第十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二條、第二十七條、第三十一條から第三十一條の五まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五條から第十六條の三までの規定中「一年以内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。</p> <p>(各負債の範囲)</p> <p>第二十七條 財務諸表等規則第四十七條から第四十八條の四まで及び第五十一條から第五十一條の五までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七條及び第四十八條の二から第四十八條の四までの規定中「一年以内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。</p>